

第4次 宇都宮市 男女共同参画行動計画



計画の主な取組や特徴

- 女性活躍に向け、働き方改革を意識した多様で柔軟な働き方を推進するとともに、多様な主体による連携体制を構築し、女性活躍に関する取組を効果的かつ円滑に推進します。
- 若年層に対する性暴力・性犯罪被害等の課題に対応するため、啓発を強化します。
- LGBTなど性的マイノリティの方々に対する理解促進を図ります。

平成30年3月 宇都宮市

女性活躍と新たな人権問題への対応

男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、宇都宮市が100年先も活力ある持続可能なまちづくりを推進するうえで、とても重要な課題の1つです。

宇都宮市では、宇都宮市男女共同参画条例の基本理念のもと、3次にわたる行動計画において、男女共同参画意識の醸成やワーク・ライフ・バランスの推進、配偶者からの暴力対策などに取り組んできました。

第4次となる行動計画では、これまで進めてきた男女共同参画の基盤づくりや環境づくりの取組を土台として、女性活躍をはじめ、新たな人権問題にも対応するステージを築くことを目指してまいります。

計画の期間

2018年（平成30年）度から2022年（平成34年）度までの5年間とします。

基本理念

宇都宮市男女共同参画推進条例第3条に規定する基本理念を、本計画の基本理念とします。

- ① 男女の個人としての尊厳の尊重
- ② 性別役割分担を反映した慣行にとられない活動の自由な選択
- ③ 方針の立案及び決定への参画機会の確保
- ④ 家庭生活における活動と他の活動との両立
- ⑤ 男女の生涯にわたる健康の確保
- ⑥ 国際社会における動向の留意と協調

目指すべき姿

一人ひとりが尊重され、多様な選択を可能にし、
個性と能力を十分に発揮できる社会

<一人ひとりが尊重され>

一人ひとりの個性や能力、身体的特性を認め合い、互いの人権や意見・考え方を尊重する社会

<多様な選択を可能にし>

誰もが、自分の意思で生き方、働き方を選択できる社会

<個性と能力を十分に発揮できる>

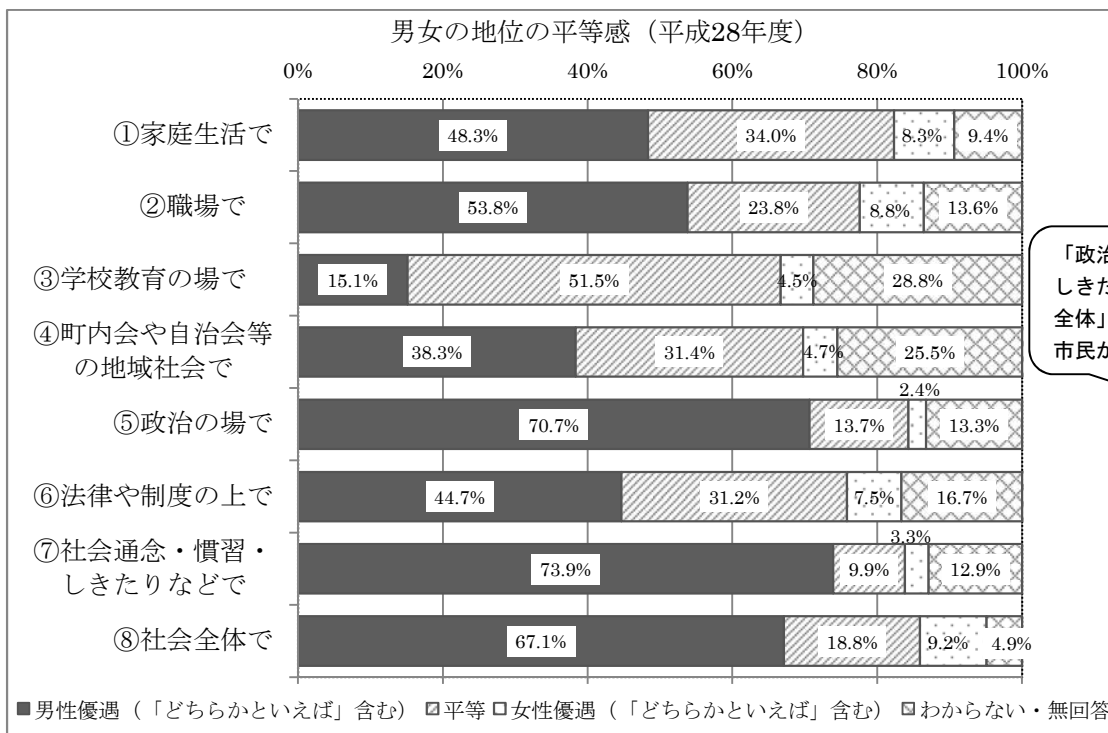
あらゆる分野において、生き生きとその個性と能力を発揮し、活躍することができる社会を目指します。

男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革

「男女共同参画社会」を実現するためには、固定的性別役割分担に捉われず、多様な生き方を認め合い、正しい理解と認識を深め、男女共同参画の視点を持ちながら、行動することが大切です。

このため、さまざまな機会を捉えながら男女共同参画を実践・行動に繋げるための教育・啓発の推進に取り組むとともに、固定的性別役割分担や慣行の見直しなどを推進します。

特に、本市の課題として、男性の固定的性別役割分担意識の解消が必要であることから、男性自身の意識の変革による家庭参画の促進などに取り組めます。



「政治の場」や「社会通念・慣習・しきたりなど」をはじめ、「社会全体」で、「男性優遇」と感じる市民が多いことが分かります。



出典) 宇都宮市

具体的な推進事業

■男女共同参画の教育の推進

- ・男女共同参画をテーマに、幅広い世代を対象にした講演や講座を開催します。
- ・学生のキャリア形成に繋がる教育支援を実施します。

■男女共同参画についての広報・啓発活動

- ・男女共同参画推進月間や週間において、集中的・重点的に広報・啓発事業を展開します。
- ・広報紙や Facebook などの各種媒体を活用し、市民に広く周知・啓発します。

■男性自身の意識の変革による家庭参画の促進

- ・仕事中心の生活意識の変革を促し、男性の家庭参画に繋がる講座等を実施します。

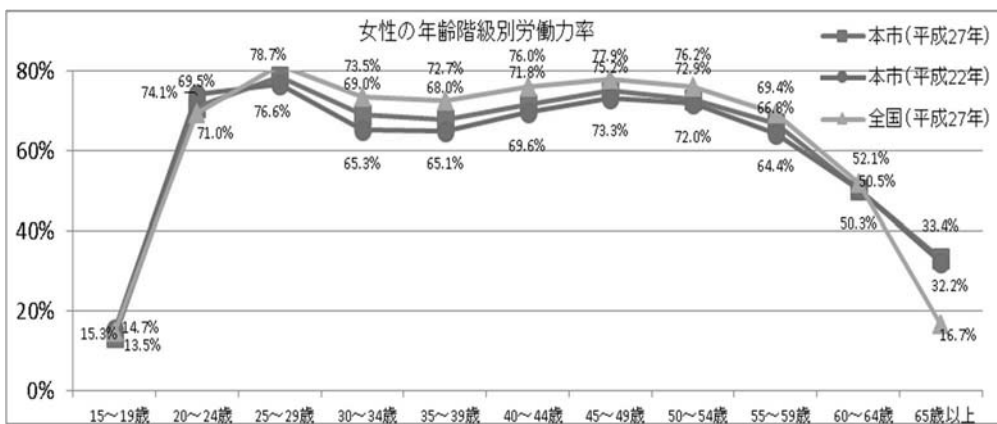
■男性シニア層を中心とした固定的性別役割分担の解消

- ・男性シニア層を中心に、男女共同参画意識の高揚を図るための講演や講座を実施します。

「さまざまな分野における男女共同参画」を実現するためには、個々のワーク・ライフ・バランスが図られ政策方針決定過程への女性の参画など、男女が社会の対等な構成員として、特定の分野に固執することなく、男女がともに活躍できる分野を拡げることが必要です。

このため、結婚・出産・育児における女性の就業継続支援や子育て後の再就職支援など「雇用の場における女性の活躍」を推進するほか、地域社会が抱える課題の解決には、男女双方の視点を踏まえた対応が不可欠であることから、「地域・社会における男女共同参画」を推進します。

また、「意思決定過程における男女共同参画」の推進に向けて、審議会等への女性の登用促進や人材の発掘・育成、男女共同参画推進団体等と連携による施策等を展開します。



宇都宮市（女性）の労働力率は、子育て期の30歳代に低下する「M字曲線」を描き、5年前に比べ増加が見られるものの、「全国平均」と比べ、離職する割合が高いことが分かります。



出典) 総務省「国勢調査」

具体的な推進事業

■女性の活躍に向けた人材育成支援

- ・女性のキャリア形成支援に繋がる講演や講座を開催します。

■仕事と子育てや介護等との両立支援

- ・保育所や認定子ども園の整備促進、宮っ子ステーション事業の充実を図ります。
- ・介護保険事業や家族介護教室などを実施します。

■働きやすい職場環境整備に向けた支援

- ・働きやすい職場環境づくりなどを支援するため、中小企業に対し、コンサルタント派遣等を行います。

■女性のチャレンジへの支援

- ・女性の起業講座や再就職マッチング事業、学び直しの支援事業を実施します。

■地域における男女共同参画の推進

- ・防災活動や災害発生時における男女共同参画の推進を図ります。

■市の政策・方針決定過程における女性の登用促進

- ・審議会・委員会等への女性の登用促進を図ります。

■自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進

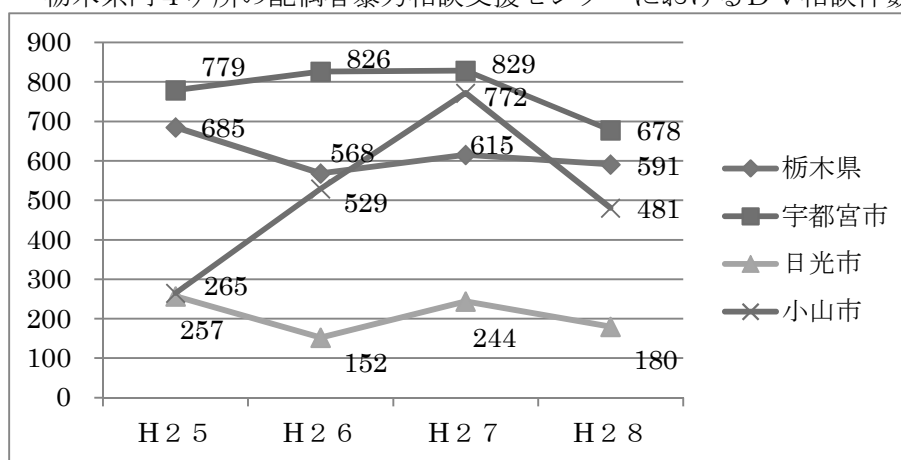
- ・管理職・役員等への女性の登用促進に向けて、周知・啓発を行います。

「人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備」に向けて、男女が個人としての人権を尊重し、互いの身体的特性を理解し合うことが必要です。

このため、配偶者や恋人からの暴力、若年女性層への性犯罪など、男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向け、相談から自立に向けた切れ目ない支援に取り組むとともに、被害者や加害者にならないための啓発に取り組めます。

また、男女が互いの身体的特性を十分に理解し合い、人権を尊重し、思いやりをもって生きていくことができるよう、性や健康に関する正しい知識や情報を提供し、性差やライフステージに応じた理解促進と健康支援に取り組めます。

栃木県内4ヶ所の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数



出典) とちぎ男女共同参画センター調べ(平成29年4月)

具体的な推進事業

■配偶者や恋人からの暴力対策の推進

- ・DVの未然防止対策、相談体制の充実、被害者の安全確保、被害者の自立支援体制づくりなど、総合的・一体的なDV対策を推進します。

※具体的な推進事業は、「第2次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」(平成25年度策定、平成30年度第3次基本計画を策定予定)に基づき実施します。

■女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止

- ・性暴力、ストーカー被害等の女性に対する暴力被害の未然防止啓発に取り組めます。

■性についての理解促進

- ・「性教育サポート事業」の実施など、若者への性教育を実施します。
- ・市のホームページ等の各種媒体を活用し、LGBTに関する正しい情報提供や理解促進に取り組めます。

■性差に応じた健康支援

- ・男女がともに身体的特性について正しく理解し合い、生涯を通じて健康を享受できるよう、性差に応じた健康支援講座を実施します。
- ・女性の健康週間イベントをはじめとした女性の健康力アップ事業の実施や、がん検診、妊婦健康診査、不妊に悩む人への支援等を実施します。

計画を推進するために

① 市民・事業者・関係団体等との協働

行動計画の施策・事業を進めるにあたっては、市民・事業者・男女共同参画推進団体等と連携・協働により、積極的に進めます。

② 男女共同参画推進センター「アコール」を中核とした男女共同

参画の推進

男女共同参画推進の拠点として、以下の4つの機能のもと、関係機関・団体等と連携し、各種事業を行います。

① 学習・研修

講座や講演会、研修会を開催します。

② 相談支援

男女共同参画に関する相談・指導を行います。

③ 交流・市民活動支援

市民、事業者、民間団体等の支援や人材育成に取り組み、各主体の交流を促進します。

④ 情報収集・提供

男女共同参画に関する情報の収集と提供を行います。

平成29年度、市民により親しまれるセンターを目指し、「アコール」という愛称が名付けられました。フランス語で「和音」を意味し、一人ひとりの多様な個性が寄り添い、重なり合って、相乗効果をもたらしながら、新たなハーモニーを醸成していくイメージを、男女共同参画社会に向けた思いにつなげたものです。



③ 庁内外の総合的な推進体制

(1) 庁内関係部署から成る「宇都宮市男女共同参画推進委員会」の設置

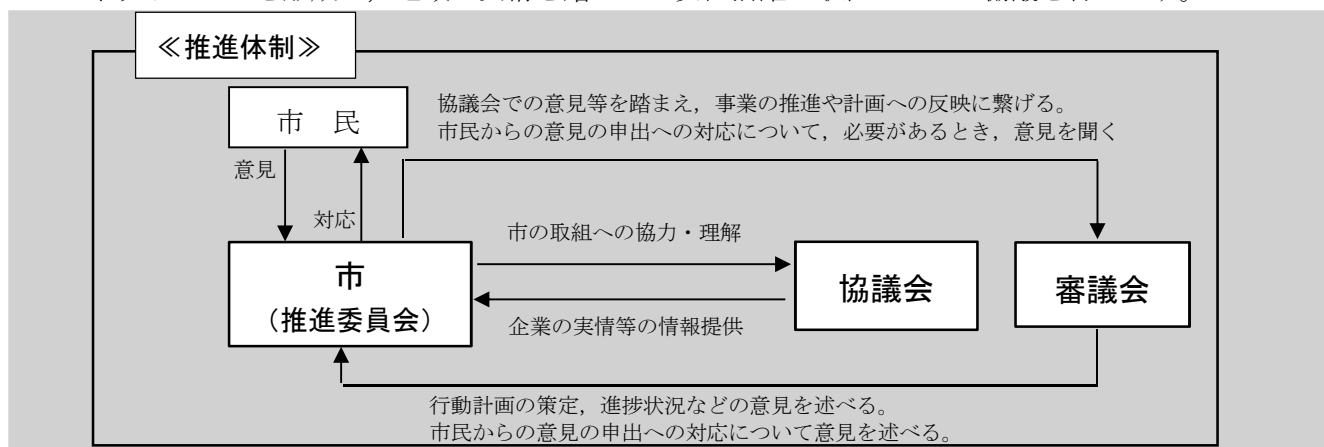
・行動計画の策定及び推進、その他男女共同参画に関する施策等について検討します。

(2) 外部有識者から成る「宇都宮市男女共同参画審議会」の設置

・行動計画の策定又は変更、進捗状況や男女共同参画の推進に関する事項に対し、意見を述べます。

(3) 行政、関係機関・団体等から成る「(仮称)宇都宮市女性活躍推進協議会」の設置

・本市における女性活躍推進に関する取組を効果的かつ円滑に推進していくため、地域における様々なネットワークを形成し、地域の実情を踏まえた女性活躍の取組について協議を行います。



④ 計画の進行管理を行い、毎年、公表

「宇都宮市男女共同参画推進条例」第15条に基づき、毎年、年次報告を作成し、行動計画の進捗状況を公表します。

⑤ 男女共同参画の更なる推進に向けて、調査研究を実施

男女共同参画を取り巻く課題を的確に捉え、新たな施策に取り組むためにも、国際社会や国・県の動向などに留意・協調しつつ、男女共同参画に関する調査・研究に取り組みます。

計画の体系

●印は重点施策

★印は女性活躍推進法対応

基本目標

施策の方向

施策

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革

1 男女共同参画を实践・行動に繋げるための教育・啓発の推進

男女共同参画の教育の推進

男女共同参画についての広報・啓発活動

2 男性を中心とした意識変革による固定的性別役割分担や慣行の見直し

男性自身の意識変革による家庭参画の促進●★

男性シニア層を中心とした固定的性別役割分担の解消

基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進

3 雇用の場における女性の活躍の推進

女性の活躍に向けた人材育成支援★

仕事と子育てや介護等との両立支援●★

働きやすい職場環境整備に向けた支援●★

4 地域・社会における男女共同参画の推進

女性のチャレンジへの支援●★

地域における男女共同参画の推進

5 意思決定過程における男女共同参画の推進

市の政策・方針決定過程における女性の登用促進●★

自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進★

基本目標Ⅲ 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備

6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

配偶者や恋人からの暴力対策の推進(DV対策基本計画)●

女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止

7 性に対する理解促進と性差に応じた健康支援

性についての理解促進

性差に応じた健康支援

※成果指標は右頁を参照

計画の目標

「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」を着実に推進し、計画の進捗度合を図るため、基本目標ごとに成果指標を設け、目標値の達成を目指します。

第4次宇都宮市男女共同参画行動計画の成果指標

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革

成果指標	過去値 (平成23年度)	現在値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)
1 男女の家事・育児・介護時間の割合(男:女)	—	—	1:4
2 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に肯定的な市民の割合	9.4%	7.2%	5%

基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進

成果指標	過去値 (平成23年度)	現在値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)
3 女性の就業率(25～44歳まで)	60.2% (H22)	60.8% (H27)	62%
4 民間企業の管理職に占める女性の割合(課長相当職)	—	—	16%
5 男性の育児休業取得率	4.8% (H24)	5.8% (H27)	13% (H31まで)
6 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定 中小企業数	—	38企業	累計100企業
7 社会活動に参加する割合※	49.8%	—	63%
8 審議会等委員に占める女性の割合	25.1%	24.6%	30%
9 本市職員の管理職に占める女性の割合	6.5%	10.8%	15% (H31まで)

基本目標Ⅲ 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備

成果指標	過去値 (平成23年度)	現在値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)
10 この1年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合	15.9%	18.3%	0%に近づける
11 LGBTの言葉の認知度	—	41.0%	50%

※ PTA, 生涯学習, スポーツ, NPO, ボランティア活動など

第4次宇都宮市男女共同参画行動計画 概要版

平成30年3月発行・編集:宇都宮市市民まちづくり部男女共同参画課

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL028(632)2346 Fax028(632)2347

E-mail u1810@city.utsumoniya.tochigi.jp